

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目次

ページ

告示

一 道路の区域

一般国道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
二百八十二号			鹿角市八幡平字湯瀬才田四番七地先から七番一地先まで	〃	一三・〇〇〇～二四・〇〇〇	〇・一九九
二百八十二号					一五・〇〇〇～三二・〇〇〇	〇・一九九

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十二月七日から同月二十日まで

秋田県告示第五百八十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年十二月七日

秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

県道	道路の種類		路線名	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
四ツ屋神岡線			四ツ屋神岡線	大仙市神宮寺字福嶋二三番三地先から字切欠四八番一地先まで	一一・五〇〇～二一・〇〇〇	〇・九八〇
四ツ屋神岡線			四ツ屋神岡線	大仙市神宮寺字福嶋二三番三地先から字切欠四八番一地先まで	一一・五〇〇～二一・〇〇〇	〇・九八〇
四ツ屋神岡線			四ツ屋神岡線	大仙市神宮寺字福嶋二三番三地先から字切欠四八番一地先まで	一七・〇〇〇～四二・〇〇〇	〇・八六九

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年十二月七日から同月二十日まで

秋田県告示第五百八十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十九年十二月七日

秋田県知事 寺田典城

一 供用開始の区間

告示

- 道路区域の変更(五七九、五八〇・道路課)……………1
- 道路の供用開始(五八一・道路課)……………1
- 道路区域の変更及び供用開始(五八二・道路課)……………2
- 公告
- 特定調達契約に係る落札者の決定(山本地域振興局総務企画部)……………2
- 電算機器賃貸借契約に係る一般競争入札の実施(農地整備課)……………2
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局農林部)……………3
- 土地改良区の役員の住所の変更の届出(仙北地域振興局農林部)……………3

- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)……………3
- その他
- 宅地建物取引主任者資格試験の合格者……………4

秋田県告示第五百七十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
 平成十九年十二月七日

秋田県知事 寺田典城

道路の種類	路線名	区 間
四ツ屋神岡線		大仙市神宮寺字福嶋二三番三地 先から一〇六番一地先まで

一 道路の区域及び供用開始の区間

道路の種類	旧新別		路 線 名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
県道	新	旧	檜淵横渡線	由利本荘市滝字曲沢五五番地内	一〇・六〇〇〇一七・二〇	〇・〇三三
県道	新	旧	檜淵横渡線	"	一一・三〇〇一七・二〇	〇・〇三三
県道	新	旧	檜淵横渡線	由利本荘市滝字館ノ下三六番一地先から六二番六地先まで	六・五〇〇一・六〇	〇・〇五〇
県道	新	旧	檜淵横渡線	"	八・〇〇〇一四・〇〇	〇・〇五〇
県道	新	旧	檜淵横渡線	由利本荘市滝字弥六川内二番二地内	六・〇〇〇九・二〇	〇・〇一一
県道	新	旧	檜淵横渡線	"	六・〇〇〇九・二〇	〇・〇一一
県道	新	旧	檜淵横渡線	由利本荘市滝字湯ノ沢三三番二地先	六・七〇〇七・五〇	〇・〇二七
県道	新	旧	檜淵横渡線	"	七・〇〇〇一・〇〇	〇・〇二七

- 二 供用開始の期日 平成十九年十二月八日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年十二月八日から同月二十一日まで

秋田県告示第五百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成十九年十二月七日
 秋田県知事 寺 田 典 城

公 告

- 二 供用開始の期日 平成十九年十二月七日
- 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成十九年十二月七日から同月二十日まで

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
 平成十九年十二月七日

- 一 落札に係る物品の名称及び数量 秋田県知事 寺 田 典 城
 凍結抑制剤(NaCl) 三千四百トン
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 山本地域振興局総務企画部総務経理課 能代市御指南町一番十号
- 三 落札者を決定した日 平成十九年十一月十六日
- 四 落札者の名称及び住所 株式会社 秋田デイトクライト 秋田市飯島字穀丁大谷地一番地十九
- 五 落札金額(五百キログラム当たりの単価) 一万一千五百五十円

- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 七 一般競争入札の公告を行った日 平成十九年十月五日
- 電算機器賃貸借契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年十二月七日
 秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項
 (一) 借入物品名及び数量 パーソナルコンピュータ 九十八台

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 0862-876600 FAX 0863-000505
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄